

第28回 全国菓子大博覧会・北海道



SMILE SWEETS HOKKAIDO

お客様の来場に関する規約

第28回全国菓子大博覧会・北海道

あさひかわ菓子博実行委員会 総務・企画部会作成

令和7年4月17日 ver1.0

第28回全国菓子大博覧会・北海道（以下「菓子博」といいます。）の入場にあたり、次の事項について遵守しなければなりません。

1 会場での肖像の使用について

あさひかわ菓子博では、実行委員会（以下「当委員会」といいます。）および当委員会が委託する事業者、協賛各社、公式インフルエンサー、マスメディア等による写真や動画の撮影時、ご来場のお客様の様子が写真や動画に映り込む場合があります。そのほか、出店ブースや遊具スペース、イベント会場等においても個別に撮影を行う場合があります。これらで撮影された写真や動画は当委員会の公式記録のほか、当委員会の関連団体が行うプロモーション・マーケティング広告・広報・告知、マスメディアによる報道等で使用される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

2 会場内での撮影について

お客様が会場内で撮影された写真や動画は、他のお客様のご迷惑とならない範囲で、SNSの投稿等にご使用になれます。撮影における禁止事項については以下をご確認ください。なお、撮影においてトラブルが発生した場合、当委員会は一切の責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

【撮影における禁止事項】

- ・カメラの一脚、三脚及び自撮り棒を使用した撮影
- ・他のお客様が映り込んだ写真及び動画を許可なくSNS等に投稿する行為
- ・当委員会の運営を妨げる撮影、または妨げる恐れのある撮影
- ・当委員会およびお客様の不利益、損害、迷惑を与える撮影、または与える恐れがある撮影
- ・会場の建物・備品を傷つける恐れのある撮影
- ・撮影禁止エリアや撮影禁止イベント等での撮影
- ・著作権、商標権、パブリシティ権、その他知的財産を侵害する撮影、または侵害する恐れがある撮影
- ・法令や公序良俗に反する撮影、または反する恐れがある撮影
- ・営利目的での撮影
- ・わいせつ目的での撮影
- ・その他当委員会が不適切と判断する撮影

3 持込禁止物について

会場内へ次の物の持ち込みを禁止します。

【危険物等について】

- ・火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等のおそれがあるもの
- ・武器、凶器、刃物類（銃、刀、包丁、ナイフ、はさみ等の刃物類、ライフル、手錠、水鉄砲、噴霧器等／制作物、模倣品、おもちゃ、手作り品を含む）
- ・催涙スプレー等、人の身体に害を及ぼし、または人に不快感を与える原因となり得るもの
- ・花火、ガスボンベ、多量のライター・マッチ等の可燃物

- ・ゴルフクラブ、バット、ラケット等、凶器となり得るもの
- ・その他、法令等により所持が禁止されているもの

【その他禁止物】

- ・酒類全般（容器や開封未開封問わず全て）
- ・瓶、缶類の飲料 ※マイボトル、水筒、ペットボトルの持ち込みは認めます
- ・介助犬、聴導犬、盲導犬を除く動物並びに植物の種子
- ・アマチュア無線、特定小電力無線機、トランシーバー等の無線通信機器（ただし、携帯電話、ラジオ、パソコン、タブレットを除く）、小型無人機（ドローン等）、ラジコン玩具
- ・のぼり、横幕、その他これらに類するもの
- ・拡声器、メガホン、スピーカー等、騒音を発するおそれのあるもの
- ・ローラースケート、スケートボード、キックボード、自転車等、他人の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ・物品を運ぶようなカート等
- ・大きな荷物（ただし、高齢者、障がい者などの歩行補助機材、ベビーカーを除く）
- ・カメラの一脚または三脚、自撮り棒（手のひらに収まるハンドサイズのもの除く）等、凶器となり得るもの
- ・その他会場の秩序及び安全対策上、不相当と認められるもの
- ・その他法令等により所持が禁止されているもの

4 禁止行為について

会場内において、次の行為を禁止します。

【危険行為等】

- ・場所を占拠し、氣勢をあげ、または人の迷惑となる行為をすること
 - ・人、車両等の通行を妨げ、若しくは通行の支障または危険となる行為をすること
 - ・人の身体若しくは物件に害を及ぼすおそれのあるものを携行、または害を及ぼすおそれのある行為をすること
 - ・気体、液体、粉末その他を撒き散らす等の行為、または放置をすること
 - ・立入禁止場所に立ち入ること
 - ・ローラースケート、ローラースクイズ、スケートボード、キックボード、自転車等による滑走行為を行うこと
- ※ローラースクイズを着用して会場に入場する場合は、ローラー部分の取り外し（格納）をすること

【破壊行為等について】

- ・出展物、施設、備品等、博覧会の用に供せられる物を損壊し、または汚損すること
- ・指定された場所以外に紙くず、空容器等、廃棄物または汚物を捨てること
- ・植物、昆虫等の採取、または損傷すること

- ・鳥獣魚介類に餌を与え、捕獲し、または殺傷すること

【使用・配布等の禁止について】

- ・拡声器、メガホン、スピーカー等、騒音を発生するものを使用すること
- ・のぼり、断幕、その他これらに類するものを掲示し、または携行すること
- ・ポスター、ビラ、チラシ等を掲示し、または配布すること
- ・営業行為、物品等の陳列や配布および商業目的の撮影、録音をすること
- ・アマチュア無線機、特定小電力無線機、トランシーバー等の無線通信機器（ただし携帯電話、ラジオ、パソコン、タブレットを除く）、小型無人機（ドローン等）、ラジコン玩具を使用すること

【その他の禁止行為について】

- ・販売、提供場所のエリア外で飲酒すること
- ・ごみを場内に持ち込み廃棄すること
- ・指定場所以外における喫煙
- ・火災予防上危険な行為
- ・寄附の募集、署名活動、勧誘行為、または調査（サンプリング、アンケート等）や回答を求めること
- ・植物を植えること、または植物の種子を蒔くこと
- ・前各号に定めるもののほか、会場内の公序良俗に反する服装や平穏を乱す行為をすること

5 違反に対する措置

当委員会は、会場内での公共の秩序と安全を維持するために、持込禁止物を持ち込む者や禁止行為を行う者に対して、入場拒否・退場措置の実施や、警察へ通報することがあります。

(1) 入場拒否・退場措置の対象者

- ・本規約に基づいて、開催者並びに開催者が指定した者が行った指示を守らない人
- ・酔っているまたは攻撃的、暴力的な行動と言論のために博覧会会場での公共の秩序と安全の維持に支障があると判断され、他の人とのトラブルや不快感を引き起こすおそれがある人
- ・偽物の入場券で入場しようとする人
- ・その他、開催者が、会場内の安全確保、秩序維持、テロ対策等の観点から、会場運営に好ましくないと判断した人

(2) 持込禁止物の扱い

入場時に持込禁止物を所持していることが判明した場合、当委員会は会場外の適切な場所での保管を指示、または処分することができる。

6 共用部分の利用について

共用部分（来場者用通路、大雪クリスタルホール、大雪アリーナ等）におけるイベント、チラシ配布等の実施は、禁止行為とします。